



御社の組織活力・生産性UPを促進する

あおば新聞

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 渉

2019年1月

★割増賃金の基礎知識★

会社が労働者に「時間外、休日(法定)、深夜」に働かせた場合は、法律で定められた率で計算した割増賃金を支払うことになります。

あらためて本号では、その基本的な知識を掲載させていただきました。

【対象となる時間、日、割増率】

時間外	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	25%以上
	60時間を超えたとき *1 *60時間を超えた部分が対象となります	50%以上
休日 (法定)	原則、日曜日を起算とした1週間に1日も休むことができなかった場合 *起算日は会社によって異なる場合があります *変形労働時間制を採用している会社の扱いも異なる場合があります *週2日制でいずれかの1日(土曜日など)や祝祭日に勤務させても休日手当を支払う必要は原則ありません。但し時間外手当の対象になる可能性があります。	35%以上
深夜	22時から翌5時までの間に勤務させたとき	25%以上

***1** 2023年3月末まで中小企業は猶予されています。

例)

Q：所定労働日の午前9時から午後11時まで(昼休憩1時間)働かせた場合、
対象となる時間と割増率はどのようになるのでしょうか？

A：午前9時～午後6時(昼休憩1時間除く) ⇒ 8時間分・・・割増賃金なし
午後6時～午後10時 ⇒ 4時間分・・・25%割増
午後10時～午後11時 ⇒ 1時間分・・・50%割増(時間外25%+深夜25%)

～ 新しいスタッフが加わりました ～

山崎京子 9月16日から週4日パートタイムとして働いています。
頭脳明晰、誰よりも計算が素早く正確です。
その上、笑顔が素敵で、控えめな理系女性(リケジョ)です。

五月女むつみ 12月1日から正社員として働いています。
社会保険労務士です。
冷静沈着、そして人を惹きつける天性の明るさがあります。

どうぞよろしくお願いたします！！

～ お知らせ ～

<賞与支払>

冬期賞与のご連絡をいただいた顧問先様ありがとうございました。

まだあおば事務所までご連絡いただけていない顧問先様がいらっしゃいましたら、下記事項をファックスまたは、メールにてあおば事務所までご連絡ください。

- ① 各人の賞与額（税金などを控除する前の一番大きな額）
- ② 支給日

支給が無い場合も届け出が必要ですので、ご連絡をお願いします。

※社会保険の手続きをあおば事務所におまかせ頂いている顧問先様が対象です。

<社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定（いわゆる月変）…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

<36協定届を労働基準監督署に未提出の顧問先様>

*36協定届の正式名称＝「時間外労働/休日労働に関する協定届」

書類の捺印・カレンダー依頼を何度かご連絡させていただいていますが、未だご返送いただけていない顧問先様がいらっしゃるようです。あらためてご確認ください。



社会保険労務士法人
あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾6-6-1 e-mail: mado@aobaroumuoffice.com
TEL: 048-592-0475 FAX: 048-592-0590